

■緊急時等における対応方法」の手引きを公開 厚労省

- ・厚生労働省は、特別養護老人ホームにおけるサービス提供のあり方に関する調査研究事業（令和6年度老健事業）により「介護老人福祉施設における『緊急時等における対応方法』の検討・作成及び見直しの手引き」を取りまとめ公表した。
- ・本事業は、令和6年度介護報酬改定において義務化された2つの運営基準見直し（①協力医療機関との連携体制構築（相談・診療・入院体制）※令和9年3月末まで経過措置あり、②緊急時の対応方法について1年に1回以上見直すこと）に対応するもの。
- ・緊急時等の範囲は、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」の第20条の2「入所者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合」を踏まえて、医療的処置が必要となる状態、利用者の急な状態の変化など主に個人の病状の急変を対象としている。  
具体的には、バイタル異常（血圧低下、呼吸状態悪化、SpO2低下、体温上昇等）、意識レベル低下・消失、その他（下血・吐血、嘔吐、下痢等）を対象としている。
- ・厚労省は当該手引きや様式案を参考に協力医療機関との連携体制の整備を進めてほしいと説明している。

※当該手引きは、以下の三菱UFJリサーチ&コンサルティングのホームページ上に公開されている。

「介護老人福祉施設における『緊急時等における対応方法』の検討・作成及び見直しの手引き」

[https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2025/04/koukai\\_250425\\_09.pdf](https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2025/04/koukai_250425_09.pdf)

（合計25ページ／2.4MG）